コネクト延長保証サービス規程

株式会社コネクト（以下「当社」という）は、当社が運営する延長保証サービスをご購入頂いたお客様に対して、コネクト延長保証書（以下「保証書」という）を書面にて発行します。当社は保証書に記載された製品（以下「本製品」という）に対して、「コネクト延長保証サービス規程」に基づき無償修理（以下「保証修理」という）をご提供いたします。

第 1 条　保証内容

本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に故障が生じた場合（以下「自然故障」という）を対象とします（但し保証の適用除外事項に記載する場合を除く）。本製品の製造メーカー（以下「メーカー」という）が指定する修理対象製品である場合に限り、修理もしくは代替品での保証を行います。但し、出張修理対象製品の場合でも、メーカーが遠隔地としている離島および遠隔地への出張料はお客様のご負担となります。持込修理対象製品（出張修理対象外製品）の場合、当社が指定する修理拠点までの送料と着脱費用はお客様負担とし、当社側からの返送費用は当社負担とします。

第 2 条　延長保証期間

延長保証システムが効力を有する期間は、本体および部品毎のメーカー保証期間終了日の翌日に始まり、保証書に記載された保証終了日に終了します（以下、この期間を「延長保証期間」という）。延長保証期間内において修理回数に制限はございません。尚、1回の修理見積費用が保証書に記載の保証上限金額を超過する場合については、次の「代替品」に定めるとおりとします。但し、メーカー保証期間内に初期不良等でメーカーおよび製品販売店より交換品（新品）が提供された場合でも、延長保証期間は変更されないものとします。

第 3 条　代替品

延長保証システムでの保証修理による 1 回の修理費用が、保証書に記載された保証上限金額を超過する場合や、修理が不可能な場合（メーカーによる部品供給が不可等）は、代替品（新品）を提供させていただきます。代替品に関しては保証書に記載された保証上限金額を上限として、
同等機種（メーカー問わず）といたします。また代替品の提供にあたって、お客様は当社に対して機種、型番等の指定を行うことはできませんのでご了承ください。代替品の提供にて延長保証は終了となります。代替品が設置・工事等を伴う製品であった場合の設置および工事の費用、全損した本製品の処分に掛る費用に関しては保証修理の対象外となります。

第 4 条　保証修理の依頼方法

メーカー保証、および延長保証期間中に、本製品に自然故障が発生した場合、お客様は コネクトお客様窓口（下記記載）に連絡して保証修理をご依頼ください。保証修理受付時に、当社より保証

修理受付の手順をご説明いたしますので、説明手順に従ってください。

コネクトお客様窓口 TEL: 048-466-3028
受付時間：平日 10：00〜12：00 13：00〜18：00（土日・祝祭日、年末年始、夏期休暇を除く平日）
MAIL：info@e-connect.jp

第5条 保証の失効

製品を購入される方と、実際の所有（使用）者が異なる場合は、ご購入時、または本製品到着後一ヶ月以内にコネクトお客様窓口に登録情報の変更をご依頼ください。
連絡なく、お客様が本製品の譲渡、再販等を行った時、および本製品の所有（使用）者等に変更があった場合（但し二親等以内の親族への変更は除く。）、その時点で本保証は失効いたします。また、保証料の返還は致しません。

第6条 個人情報の使用

当社はお客様の保証項目、個人情報等を保管、使用、処理して延長保証システムを提供します。また上記の目的の為、以下の場合に限り当社の責任において、当社業務提携企業・保険会社等へお客様の個人情報を提供させていただきます。
A. 保証修理にあたり、当社と修理会社にて個人情報を共有する場合。
B. 延長保証システムの保証責任の履行について損害保険会社の保険に付すか同履行を損害保険会社に行わせる場合。

第7条 その他の規定

A. 保証修理中の代用品の提供は行ないません。
B. 記憶装置を持つ製品の保証修理において、当社が必要と判断しデータの消去を行うことについては、お客様には事前にご同意いただいているものとさせていただきます。
C. 故障や損害の認定等について当社とお客様の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求めることができます。
D. お客様は保証項目および個人情報等に変更（婚姻、転居等）があった場合、すみやかに コネクト お客様窓口に連絡してください。
E. 保証修理の診断・見積においてお客様負担による修理（有償修理等）が発生した場合において、お客様の都合によって修理をキャンセルされる場合には、キャンセル料が発生いたします。その費用はお客様負担となりますので、これに関してご同意いただいたものとさせていただきます。
F. 保証期間の中途で解約を希望された場合でも、保証金の返金には応じられません。

第8条 免責事項

法律上の請求の原因の種類を問わずいかなる場合においても、本製品の故障または損傷に起

因して生じた直接または、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、経済的拡大被害（逸失した利益、ビジネス上の収益、信用あるいは節約すべかりし費用を含む。）、他の機器や部品に対するデータの損失または損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡および怪我を含む。）に関して、当社は一切の責任を負わないものとさせていただきます。

コネクト家電保証サービス規程

保証の適用除外事項
本保証は以下の事項に該当する場合は、保証が適用されないものとします。

A. お客様または、第三者の故意・過失または不適切な行為に起因する故障および損傷。
B. 記憶装置を持つ製品のデータおよび、データの復元等にかかる一切の費用。
C. 取扱説明書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（落下・衝撃・水濡れ・電池漏洩・増設・管理の不備および改造行為等）。
D. 事業用途等一般家庭用以外での使用、想定された用法や使用の限度を超える過酷な使用に起因する故障および損傷。
E. 本製品購入後の取り付け場所の移動・輸送時の落下、振動および衝撃等、取り扱いが不適当なために生じた故障および損傷。
F. お客様の梱包不備（衝撃に弱い梱包箱・梱包材の使用および不適切な梱包方法等）による、輸送中に生じた故障および損傷。
G. 火災・地震・水害・落雷・その他天災地変・公害・塩害および異常電圧等、外部要因事由により生じた故障および損傷。
H. ランプ、インクカートリッジ、バッテリー（電池）等メーカーの定める消耗品類の交換。
I. 消耗品・記憶メディアの保管不備、指定外の消耗品の使用に起因する故障および損傷。
J. 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他のソフトウェアによって引き起こされた故障および損傷。
K. 盗難、紛失、置き忘れ、詐欺、横領および保証対象外部品が主原因として考えられる故障および損傷。
L. 本製品固有の用途以外の目的に使用することによって引き起こされた故障および損傷。
M. お客様の依頼による本製品の検査・点検。
N. 修理の際にかかる設置工事費や着脱費（諸費用も含む。）。
O. 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当するもの（外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部品、スプリング等のヘタリ、傷、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ、虫食い、ねずみ食い、変質、変色、その他類似の事由等。）、本製品の

機能および使用の際に影響の無い損害（外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含む）。
P. 電源が入っていない等、技術的知見の無い通常人を基準としても故障とは判断しない障害での出張費用、点検費用、診断費用、見積費用、確認費用および諸経費および部品交換を伴わない調整・手直し修理・作業等（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート・更新等で完了する場合。）。
Q. 本製品の製造メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する本製品の故障および損傷。
R. 本製品の製造メーカーの責に起因する故障および損傷。
S. 本製品の付属部品（ケース・レンズキャップ・ストラップ等。）、周辺機器、アクセサリー、ソフトウェア等、本製品以外の製品の故障や相性に起因した故障または損傷、および増設機器、周辺機器、またソフトウェアとの相性により正常動作しない場合の不具合。
T. 代替品を提供した際にかかる本製品の廃家電処理（リサイクル法）費用、および代替品提供の際にかかる設置工事費や着脱費（諸費用を含む。）。
U. 当社もしくは延長保証システムに加入した製品販売店以外で修理を依頼された場合、および本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
V. 本製品の保証修理を依頼された際、点検・診断を行って故障内容が再現しない場合、または延長保証システムの対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用および諸経費等。
W. 本製品の仕様、構造上の欠陥、又は本来的性質に基づく制限・不具合・不利益等。

コネクトお客様窓口 TEL: 048-466-3028
受付時間：平日 10：00～12：00 13：00～18：00（土日・祝祭日、年末年始、夏期休暇を除く平日）
MAIL：info@e-connect.jp